

(別添3)

## 審査基準・標準処理期間

所属名	総務部総務調整課公益法人係
内線番号	4038

No.	項目	内容
①	処分名	変更認可
②	法令名	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
③	法令番号	平成18年法律第50号
④	根拠条項	第125条
⑤	処分権者	知事
⑥	審査基準	<p>「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」(平成20年4月11日(平成25年1月23日最終改訂)内閣府公益認定等委員会)に記載の審査基準による。</p> <p>【該当箇所】 Ⅱ 整備法第119条に規定する公益目的支出計画等について(一般社団法人・一般財団法人への移行関係)</p> <p>【参考URL】 公益認定等に関する審査基準について <a href="https://www.pref.kyoto.jp/koueki/documents/shinsakizyun.pdf">https://www.pref.kyoto.jp/koueki/documents/shinsakizyun.pdf</a></p>
	添付の有無	あり
⑦	経由機関名	
⑧	協議機関名	
⑨	標準処理期間	(⑩合計期間)
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分機関	3か月間
⑪	問合せ	総務部総務調整課公益法人係 (電話)075-414-4038
⑫	備考	